資源物戸別収集 市民説明会



西東京市マスコットキャラクター 「いこいーな」 ©シンエイ/西東京市

令 和 元 年 6 月 西 東 京 市

目 次

١.	資源物戸別収集の位直づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	'
2.	資源物戸別収集の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	資源物戸別収集のメリット・デメリットについて・・・・・・・・	3
4.	各市の状況について(平成31年4月1日現在)・・・・・・・・	4
5.	資源物各品目の収集回数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.	各品目別の資源物を出す場所・出し方について・・・・・・・・・	10
7.	収集曜日と区域について(4区域から8区域に変更)・・・・・・・	16
8.	収集曜日の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
9.	全地域のカレンダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
10.	私有地集積所の継続利用について(特例措置)・・・・・・・・・・	22
11.	集合住宅の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
12.	集合住宅における排出困難者対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
13.	戸建住宅における集積所のカゴの取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
14.	資源物戸別収集の開始時期について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
15.	市民説明会・出前説明会の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
16.	市民説明会日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
17.	お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

1. 資源物戸別収集の位置づけ

平成29年3月に改訂された西東京市一般廃棄物処理基本計画において、資源物戸別収集の検討が行政の方策に位置づけられています。

西東京市一般廃棄物処理基本計画 3)行政における方策

① 資源物の戸別収集の検討

家庭ごみの分別減量と資源化促進、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上や、置きカゴによる事故防止等に向けて、資源物の戸別収集を検討します。

2. 資源物戸別収集の必要性

資源物戸別収集の実施により、高齢化の進展に伴う排出困難者対策や高齢者の 見守りの充実(ごみが出ていない等の安否確認)のほか、排出者責任が明確化さ れることで、未分別排出物が減少し、分別の推進が図られます。また、資源物収 集カゴ(以下「カゴ」という。)が道路上からなくなることで、不法投棄の削減 とまちの美観が創出されます。



排出者の特定が難しい集積所では、不 法投棄や未分別排出物等の回収できない ものがそのまま放置され、滞留していく ケースが多くあります。(左写真)

市では、地区担当指導員がパトロール 中に回収、もしくは集積所の近隣の方か ら電話をいただき、対応しています。

そのほか、宅地開発や転入等により新たに住民となった方が、既存の集積所を利用する他の住民の方々から集積所利用に関する同意が得られず、結果的に2~3軒でグループを作り、小型カゴ(スーパーなどで使用しているカゴ)で新たな集積所を設置する事案などが増加しています。このことから戸別収集に近い状態の集積所が市内集積所全体の10%を超えており、その数は増加傾向にあります。

集積所の分散

小型力ゴの設置件数については、平成 27 年度から平成 30 年度までに 133 件設置しています。また、上記のような相談が、平成 30 年度は 75 件寄せられました。

さらに、近年の自然災害は大規模化しており、路上に置かれたカゴが突発的な 強風や台風などにより飛散し、車両に接触する事故が発生しています。

平成28年度に発生した物損事故後、市内の幹線道路・準幹線道路にあるカゴをゴムバンドで固定するとともに、強風のたびに、市ホームページやごみ分別アプリで市民の皆様にご協力いただいています。しかし、強風によりカゴが路上に飛散しているなどの通報は後を絶ちません。

幸いにもカゴが子どもや高齢者等に衝突するなど、人的被害に至っておりませんが、重大事故を未然に防ぐことが重要と考えています。



平成 30 年の台風 24 号の上陸時も、事前にカゴの飛散対策を講じたにもかかわらず、結果的には台風が通過した後、路上にカゴが散乱しているなどの通報が多数寄せられました。

このような状況を勘案し、資源物の戸別収集については、喫緊の課題であると判断し、平成30年5月に西東京市廃棄物減量等推進審議会に「資源物の戸別収集の検討について」を諮問し、4回の審議会と平成30年12月3日から平成31年1月6日までパブリックコメントを、また12月26日にエコプラザ西東京、12月27日に田無庁舎で市民説明会を開催しました。

これらの機会を通じて市民の皆様のご意見をお聞きした後、平成31年1月29日に答申が提出されました。

本市では答申に基づき、資源物の戸別収集に係る具体的な事業実施案を作成しました。

3. 資源物戸別収集のメリット・デメリットについて

<戸別収集>

□メリット

- ・高齢者等が重い古紙類を資源物集積所まで運ぶ手間がなくなる
- ・資源物が排出しやすくなることで、分別意識が高まる
- ・可燃ごみ・不燃ごみの分別の向上につながる
- ・異物の混入が減少される
- ・資源物(特に古紙)の排出量の増加が見込まれる
- ・不法投棄が減少する
- ・高齢者の見守り(安否確認)の充実が図られる
- ・路上のカゴの飛散がなくなり、人や車への接触事故の可能性が低くなる
- 路上からカゴがなくなるので、まちの美観が良くなる
- ・近隣トラブル(家の前に資源物集積所を作りたくない等)がなくなる

□デメリット

- 地域のコミュニティ意識が希薄になる
- ・集団回収団体が減少する可能性がある

<集積所収集>

□メリット

- ・近隣で集まって出すため、地域コミュニティの醸成が図られる
- ・拠点収集なので効率的に収集できる

□デメリット

- ・高齢者等が重い古紙類を資源物集積所まで運べず家にためてしまう
- ・排出者責任が明確にならないことから、分別意識が希薄になり、異物 が混入してしまう
- 不法投棄が多くなる
- ・路上にカゴが常時置いてあるので、風等で飛散する可能性がある
- ・家の前に資源物集積所を設置したくないので、集積所が決まらない

このほか、パブリックコメント等において、「家の前や家の近くに資源物集 積所があると、夜中に缶などを出すときの騒音や、古紙・古布類に放火などさ れないか、不安でストレスになる。」等の意見も寄せられました。

4. 各市の状況について(平成31年4月1日現在)

表1にあるとおり、資源物戸別収集を現在行っている自治体は20市、集積所で収集している自治体は西東京市も含め6市となっています。

表 1

26市における資源物の収集状況

との川にのける貝は初の収未込ん						
市名	収集方法					
八王子市	戸別収集					
立川市	戸別収集					
武蔵野市	戸別収集					
三鷹市	戸 別 収 集					
青梅市	戸 別 収 集					
府中市	戸別収集					
昭島市	戸別収集					
調布市	戸 別 収 集					
町田市	集積所収集					
小金井市	戸 別 収 集					
小平市	戸 別 収 集					
日野市	戸別収集					
東村山市	戸 別 収 集					
国分寺市	戸別収集					
国立市	集積所収集					
福生市	戸別収集					
狛江市	戸別収集					
東大和市	集積所収集					
清瀬市	集積所収集					
東久留米市	戸別収集					
武蔵村山市	集積所収集					
多摩市	戸別収集					
稲城市	戸 別 収 集					
羽村市	戸 別 収 集					
あきる野市	戸 別 収 集					
西東京市	集積所収集					

※ 小平市は平成 31 年4月から戸別収集へ移行

5. 資源物各品目の収集回数について

資源物の収集回数については集積所収集から戸別収集に変更することに伴い、 表2 の各市の収集回数と 表 3~6 収集量の推移を参考にし、各品目の収集 回数を変更します。

【各品目別収集回数比較表】

品目	集積所収集(現在)	戸別収集(変更後)
びん類・スプレー缶・ライター	1回/1週	1回/2週
缶類	1回/1週	1回/2週
ペットボトル	1回/1週	現在と同様
古紙・古布類	1回/1週	1回/2週
金属類	1回/4週	現在と同様
小型家電	1回/4週	現在と同様
廃食用油	1回/4週	現在と同様

表 2

各市 資源物品目別収集回数表

市名	古紙・古布	市名	びん	Ī	市名	缶	市名	ペットボトル		
武蔵野市		東久留米市	週2回	Е	昭島市		立川市			
三鷹市		立川市		Ā	調布市		青梅市			
昭島市				昭島市		東	村山市		昭島市	
調布市	週1回	調布市		東	久留米市	週1回	東村山市	週1回		
小金井市	旭1田	東村山市	週1回	É	多摩市		東久留米市			
狛江市		多摩市		Ŧ	稲城市		多摩市			
東久留米市		稲城市		Ž	羽村市		稲城市			
羽村市		羽村市		武	蔵野市		武蔵野市			
府中市		武蔵野市		F	存中市		府中市			
小平市	2週1回	2週1回	小平市		,	小平市	2週1回	小平市	2週1回	
国分寺市			2週1月	府中市	9週1同		日野市	2週1回	調布市	
福生市		日野市	2週1回	玉]分寺市		福生市			
八王子市		国分寺市		†	福生市		八王子市			
立川市		福生市		八	王子市		三鷹市			
東村山市	月2回	八王子市		3	立川市		小金井市	月2回		
多摩市	月 4 凹	三鷹市		-	三鷹市		狛江市	月 2 凹		
稲城市	B.100	青梅市 月2回	Ť	青梅市	月2回	羽村市				
あきる野市		小金井市	万 4 四	小鱼	金井市	,	あきる野市			
青梅市		狛江市	,	3	伯江市	,	日野市	4週1回		
日野市	月1回	あきる野市		ある	きる野市		国分寺市	該当なし		

西東京市 2週1回 西東京市 2週1回 西東京市 2週1回 西東京市 週1回

※武蔵野市は、ごみの平準化により、平成 31 年 4 月から、びん・缶・ペットボトルについて週 1 回を 2 週に 1 回に変更しました。

(1) 古紙・古布類

近年、新聞の購読部数の減少や、ペーパーレス化により、新聞、雑紙の量は減少していますが、通信販売等のダンボールは増加しています。

本市はピーク時の平成 19 年度 7,523 トンに対し、平成 30 年度は 6,411 トンで約 15%程度減少しています。 表 3 のとおり古紙・古布全体の減少量が大きいため、現在の週 1 回の収集から 2 週に 1 回の収集に変更します。 表 3 表 3



(近隣市における資源物戸別収集実施時の実績と本市の推測)

古紙•古布類

近隣市(東村山市)では、戸別収集実施年度と前年度を比較すると、収集量が約 4% 上昇しているため、可燃ごみの中から古紙類が分別されていると推測されています。

このことから、本市においても、資源物戸別収集に移行した際、一時的に収集量が増加することが見込まれますが、全体量が減少傾向にあることを踏まえると、減少に転するものと推測されます。

(2) びん類

びん類については、表4のとおり減少傾向にあります。

ピーク時の平成 22 年度 1,968 トンに対し、平成 30 年度 1,734 トンと約 12%減少しています。びんからペットボトルやプラスチック容器包装類への素材の移行もあり、減少していると推測されています。

このため、週1回の収集から2週に1回の収集に変更します。

表4



(近隣市における資源物戸別収集実施時の実績と本市の推測)

びん

近隣市 (東村山市) でも、戸別収集実施年度と前年度を比較すると、収集量が約 12%程度減少しています。

このことから、本市においても、資源物戸別収集に移行した際、10%程度減少するものと見込まれています。

(3) 缶類

缶類については、缶からペットボトルへ素材が移行していることもあり、<u>表 5</u> のとおり、近年では、ほぼ横ばい傾向にあります。

ピーク時の平成 18 年度 620 トンに対し、平成 30 年度は 529 トンで約 15%の減少となっています。

このため、週1回の収集から2週に1回の収集に変更します。

表 5



(近隣市における資源物戸別収集実施時の実績と本市の推測)

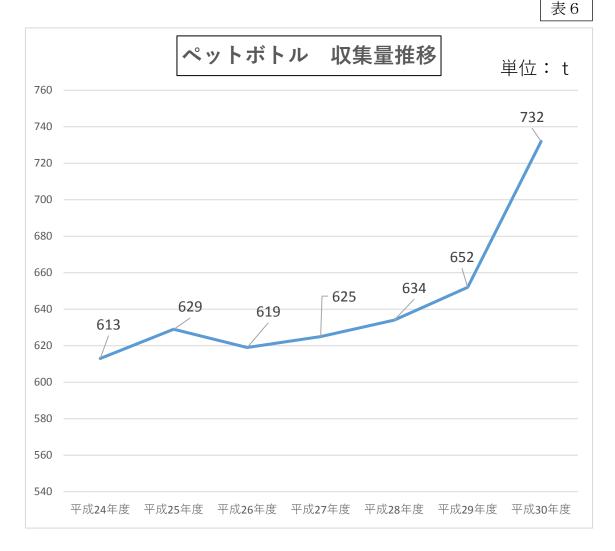
缶

近隣市(東村山市)では、戸別収集実施年度と前年度を比較すると、収集量が約 15%減少しています。

このことから、本市においても、資源物戸別収集に移行した際、収集量が 10%程度減少 するものと見込まれています。

(4) ペットボトル

ペットボトルについては、びんからの素材の移行もあり、 表6 のとおり収集量が増加傾向にあるため、現状の週1回の収集とします。



(5) 金属類・廃食用油・小型家電

金属類・小型家電・廃食用油については、現状の4週に1回とします。 この3品目の収集回数を減少させてしまうと、不燃ごみに混入することが予想されるため現状維持とします。

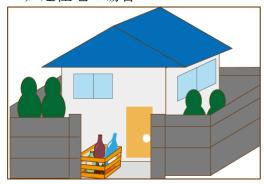
6. 各品目別の資源物を出す場所・出し方について

(1) 資源物を出す場所

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類と同様となります。戸建住宅にお住まいの方は、道路に面した敷地内の収集しやすい場所にカゴで出してください。

集合住宅にお住まいの方は、指定された場所に出してください。

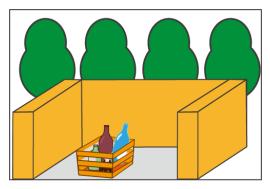
<戸建住宅の場合>





戸建住宅については敷地内の収集しやすい場所に出してください。

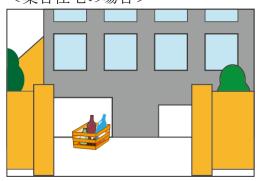
<集積所の継続使用の場合> P 22 参照





継続使用される場合は指定された場所に出してください。

<集合住宅の場合>





集合住宅については指定された場所に出してください。

- Q 戸建住宅の場合、カゴが飛ばない工夫にはどのようなものがありますか。
 - A 固定してしまうと収集できませんので、次頁にある「風で飛ばない工夫」などをお勧めします。
- Q 集団回収の場合、戸別で収集してくれるのか。

A 集団回収については、団体のごみ回収運動の促進のため行われているものですので、 戸別収集では行いません。

(2) 資源物の出し方

- ①ビン類、缶類、ペットボトル及び金属類については、レジ袋等による袋出 しにすると、不燃ごみの量が増加することとなるため、カゴで出す方法と します。
- ②基本的には家にあるもので結構ですが、次頁のイメージ写真のように中身 の見えるフタのない物で底に雨水等がたまらない物をお勧めします。
- ③小型家電については、カゴではなくそのまま出して下さい。
- ④廃食用油については、フタの閉まる容器に入れてそのまま出して下さい。
- ⑤資源物戸別収集に伴って各品目の収集時間に変更が生じることとなりますが、今までどおり、すべてのごみ、資源物については当日の朝8時30分までに出してください。

<各品目別の出し方>

表 7

品目	出し方
びん類	フタのないカゴで出す
スプレー缶・ライター	透明または半透明の袋で出す
缶類	フタのないカゴで出す
ペットボトル	フタのないカゴで出す
古紙·古布類	紐で縛るか紙袋で出す
金属類	フタのないカゴで出す
小型家電	そのまま出す
廃食用油	フタの閉まる容器に入れてそのまま出す

マイクロプラスチック問題

5ミリ以下のとても小さなプラスチックのことをマイクロプラスチックといいます。プラスチックはペットボトルやレジ袋などが海などをただよい、波や砂にもまれたり、紫外線を浴びて、粉々になっていきます。また、小さくなってもなくならず、有害物質を吸着する特徴があります。そのため、魚などが食べてしまい、最終的に食物として私たちの口に入ることが問題になっています。このことから、各国でストローなどのプラスチックを使わない動きが進んでいるほか、レジ袋の削減についても取り組む必要があります。

※レジ袋は国民 1 人当たり年間約 300 枚を使用しています。(経済産業省発行「なっとく・知っとく3 R」より

<カゴのイメージ>









<風で飛ばない工夫>



門扉等がなく、駐車場等に出す場合はブロック等の重たいもので固定し、洗濯ばさみ等ではさんでください。



門扉等がある場合は紐等で洗 濯ばさみ等を固定し、門扉に はさんでください。 Q レジ袋で出した場合、どうなりますか。

A 連絡シールを添付して収集しない場合がありますので、カゴで出してください。

(3) 各品目の出し方

① ビン・スプレー缶・ライター

びんについては袋に入れず、直接カゴに入れて出してください。スプレー缶・ライターは透明または半透明の袋に入れてカゴの脇に出してください。

集合住宅にお住まいの方は、指定された場所に出してください。

戸建住宅の場合



集合住宅の場合



② 缶

袋に入れず直接カゴに入れて出してください。 集合住宅にお住まいの方は、指定された場所に出してください。

戸建住宅の場合



集合住宅の場合



③ ペットボトル

袋に入れず直接カゴに入れて出してください。 集合住宅にお住まいの方は、指定された場所に出してください。

戸建住宅の場合



集合住宅の場合



④ 古紙類・古布類

古紙類は東ねて紐で縛るか、袋に入れて(出来るだけ紙袋で)出してください。布類は、袋に入れて出してください。

集合住宅にお住まいの方は、指定された場所に出してください。

戸建住宅の場合



集合住宅の場合







ざつがみバッグは田無庁舎・保 谷庁舎においてありますのでご 自由にお使いください。平成30 年度は約7,500枚配布しました。

※雑紙については、できるだけ紙袋をお使いください。雑紙が少ない場合は、雑誌等にはさんで他の雑誌と東ねて出してください。(上写真参照)

⑤ 金属類

金属類は、カゴの中に出してください。大きいものはカゴの脇へ、細かい物は袋に入れてかごの中へ入れてください。

集合住宅にお住まいの方は、指定された場所に出してください。

戸建住宅の場合



集合住宅の場合



⑥ 小型家電

小型家電ついては、カゴに入れずにそのまま出してください。 集合住宅にお住まいの方は、指定された場所に出してください。

戸建住宅の場合

集合住宅の場合





⑦ 廃食用油

ふたの閉まる容器に入れて、カゴに入れずに小型家電の脇に出してくだ さい。

集合住宅にお住まいの方は、指定された場所に出してください。

戸建住宅の場合

集合住宅の場合





※戸建住宅の方は金属類、小型家電・廃食用油については、一緒に出してください。



7. 収集曜日と区域について(4区域から8区域に変更)

現在の収集曜日と収集区域世帯数については、収集区域ごとに不均衡が生じていたため、平成29年度に「収集ルートの最適化」を実施しました。 表8の「現状」のように収集曜日及び収集区域の世帯数を概ね均衡した地域割りとしましたが、この度の資源物戸別収集の実施に伴い、芝久保町5丁目・谷戸町3丁目について一部見直しを行います。

なお、収集曜日の変更となる芝久保町5丁目と谷戸町3丁目にお住まいの方には、チラシ等の配布によりご案内します。

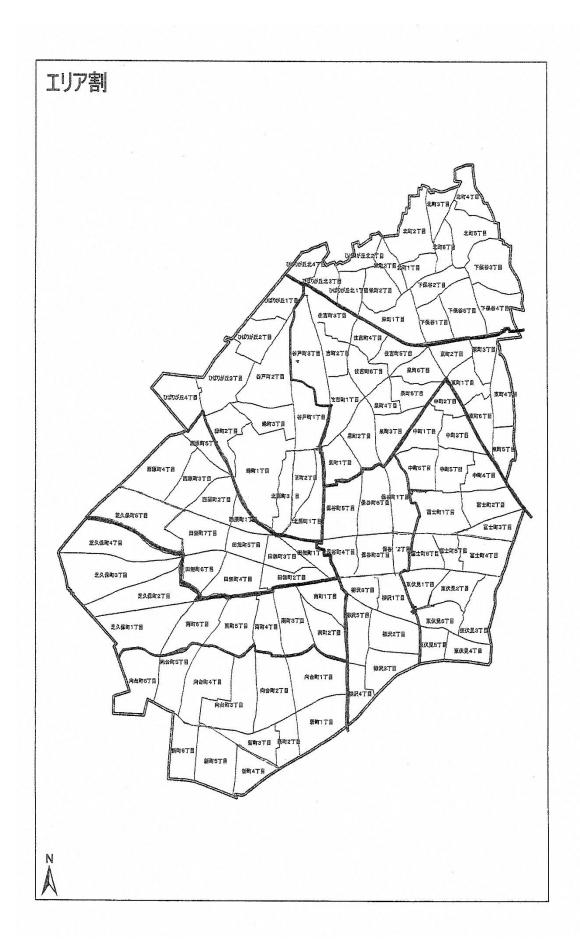
表8

現状	世帯数	新区域	世帯数
田無町・西原町・北原町・谷		田無町・西原町・芝久保町5	12, 034
戸町・緑町・ひばりが丘	25, 467	丁目	12, 004
	25, 407	緑町・谷戸1丁目・谷戸2丁	19 779
		目・北原町・ひばりが丘	12, 772
東町・泉町・住吉町・ひばり		泉町・住吉町・東町・谷戸町	12, 965
が丘北・栄町・北町・下保谷	21, 812	3丁目	12, 905
	21,012	北町・栄町・下保谷・ひばり	10, 633
		が丘北	10, 655
柳沢・東伏見・中町・保谷町・	24, 165	柳沢・保谷町	12, 271
富士町	24, 100	中町・東伏見・富士町	11,894
南町・向台町・芝久保町・新		南町・芝久保町1丁目・芝	
町	25 006	久保町2丁目・芝久保町3	14, 180
	25, 906	丁目・芝久保町4丁目	
		向台町・新町	10,601

8. 収集曜日の変更について

- ① 週1回のペットボトルは、プラスチック容器包装類と同じ曜日とします。
- ② 2週に1回のびん、缶、古紙・古布類については同じ曜日とします。
- ③ 4週に1回の小型家電、廃食用油、金属類については、全ての地域で水曜日 に1回で出せるようにします。

各地域別のカレンダーについては、18ページ以降の<u>表</u>9 全地域のカレンダーをご参照ください。



9. 全地域のカレンダー

表 9 のとおりとします。

表 9

新 地域

(田無町・西原町・芝久保町5丁目) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	缶	可燃ごみ	不燃ごみ	プラ容器ペットボトル	可燃ごみ	
	古紙・古布		金属類	プラ容器		
	ビン・スプレー缶	可燃ごみ	小型家電	ペットボトル	可燃ごみ	
	/ライター		廃食用油	ייין אוין פייי		
				プラ容器		
	缶	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	可燃ごみ	
	古紙・古布			プラ容器		
	ビン・スプレー缶 /ライター	可燃ごみ	収集なし	ペットボトル	可燃ごみ	

新 地域

-(緑町・谷戸町1丁目・谷戸町2丁目・北原町・ひばりが丘) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	古紙・古布			プラ容器		
	ビン・スプレー缶	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	可燃ごみ	
	/ライター			ベットルトル		
			金属類	プラ容器		
	缶	可燃ごみ	小型家電	ペットボトル	可燃ごみ	
			廃食用油	1717170		
	古紙・古布			プラ容器		
	ビン・スプレー缶	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	可燃ごみ	
	/ライター			17 1 3 1 7		
				プラ容器		
	缶	可燃ごみ	収集なし	ペットボトル	可燃ごみ	
				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		

表 9

新 地域

(泉町・住吉町・東町・谷戸町3丁目) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	可燃ごみ	缶	収集なし	可燃ごみ	プラ容器ペットボトル	
	可燃ごみ	ビン・スプレー缶 /ライター 古紙・古布	不燃ごみ	可燃ごみ	プラ容器 ペットボトル	
			金属類		プラ容器	
	可燃ごみ	缶	小型家電	可燃ごみ	ペットボトル	
			廃食用油		, / // //	
		ビン・スプレー缶			プラ容器	
	可燃ごみ	/ライター	不燃ごみ	可燃ごみ		
		古紙・古布			ペットボトル	

新 地域

(北町・栄町・下保谷・ひばりが丘北) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		ビン・スプレー缶			プラ容器	
	可燃ごみ	/ライター	収集なし	可燃ごみ	ا ا الله الله الله الله الله الله الله	
		古紙・古布			ペットボトル	
					プラ容器	
	可燃ごみ	缶	不燃ごみ	可燃ごみ	ペットボトル	
		ビン・スプレー缶	金属類		プラ容器	
	可燃ごみ	/ライター	小型家電	可燃ごみ	可燃ごみ	
		古紙・古布	廃食用油		ペットボトル	
					プラ容器	
	可燃ごみ	缶	不燃ごみ	可燃ごみ	ペットボトル	

表 9

新 地域

(柳沢・保谷町) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	プラ容器ペットボトル	可燃ごみ	不燃ごみ	缶	可燃ごみ	
	プラ容器ペットボトル	可燃ごみ	収集なし	古紙・古布 ビン・スプレー缶 /ライター	可燃ごみ	
	プラ容器 ペットボトル	可燃ごみ	不燃ごみ	缶	可燃ごみ	
	プラ容器 ペットボトル	可燃ごみ	金属類 小型家電	古紙・古布 ビン・スプレー缶	可燃ごみ	
			廃食用油	/ライター		

新 地域

(中町・東伏見・富士町) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	プラ容器			古紙・古布		
	ペットボトル	可燃ごみ	不燃ごみ	ビン・スプレー缶	可燃ごみ	
	· · / / / /// ///			/ライター		
	プラ容器					
	ペットボトル	可燃ごみ	収集なし	缶	可燃ごみ	
	, , , ,					
	プラ容器			古紙・古布		
	ペットボトル	可燃ごみ	不燃ごみ	ビン・スプレー缶	可燃ごみ	
	7 1 3 1 7			/ライター		
	プラ容器		金属類			
	ペットボトル	可燃ごみ	小型家電	缶	可燃ごみ	
			廃食用油			

表 9

新 地域

(南町・芝久保町1丁目~4丁目) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		プラ容器	金属類			
	可燃ごみ	ペットボトル	小型家電	可燃ごみ	缶	
			廃食用油			
		プラ容器			古紙・古布	
	可燃ごみ	ペットボトル	不燃ごみ	可燃ごみ	ビン・スプレー缶	
					/ライター	
		プラ容器				
	可燃ごみ	ペットボトル	収集なし	可燃ごみ	缶	
		プラ容器			古紙・古布	
	可燃ごみ	ペットボトル	不燃ごみ	可燃ごみ	ビン・スプレー缶	
					/ライター	

新 地域

(向台町・新町) 地域

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		プラ容器	金属類		古紙・古布	
	可燃ごみ	ペットボトル	小型家電	可燃ごみ	ビン・スプレー缶	
		1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1	廃食用油		/ライター	
		プラ容器				
	可燃ごみ	ペットボトル	不燃ごみ	可燃ごみ	缶	
		プラ容器			古紙・古布	,
	可燃ごみ	ペットボトル	収集なし	可燃ごみ	ビン・スプレー缶	
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			/ライター	
		プラ容器				
	可燃ごみ	ペットボトル	不燃ごみ	可燃ごみ	缶	

10. 私有地集積所の継続利用について(特例措置)

原則は戸別収集とします。

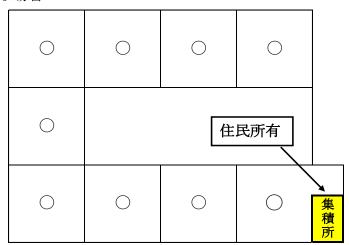
ただし、以下の条件を満たしていただくことで、申請により、現在の集積所収集を継続することができます。

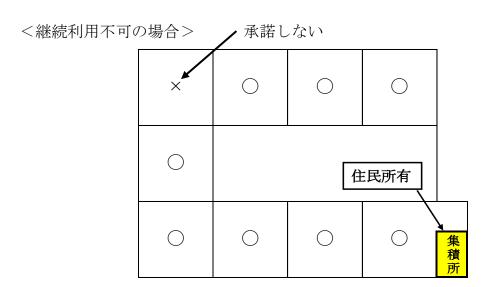
また、継続する集積所ついては、申請により、1回限りカゴを譲渡します。

- (1) 私有地であること
- (2) 戸建住宅であること
- (3) おおむね3軒以上でグループを組めること
- (4) 三方囲いまたは、敷地内にカゴが収められること
- (5) 集積所の所有者全員の承諾が得られること
- (6) カゴを使用者全員で管理できること

※集積所使用を承諾した所有者のうち、戸別収集を希望される方に関しては、 戸別収集を実施します。

〈継続利用可能な場合〉





- ※なお市有地集積所を使用する場合は、使用者全員で修繕及び管理することが 条件となります。
 - Q 集積所収集を基本に戸別収集を特例にできないか。
 - A 既存の集積所を利用する住民の方々から集積所利用に関する同意が得られず、結果的に戸別に近い2~3軒でグループを作り、新たなグループで集積所を設置する事案などが増加しています。このような相談が、平成30年度は、75件寄せられており、相談者からは早期の戸別収集の実施を望む声もいただいています。

戸別収集を特例にすると、戸別収集が急激に増加した場合、現在の収集体制では対応できないことが想定されますので、最大世帯数の戸別収集を基本とすることで安定的な収集体制が構築できます。

なお、使用しない私有地の集積所については、以下のイメージ写真のどおり、 ご要望があれば、不法投棄されないよう看板の設置等により対応していきます。 (集積所封鎖イメージ)





11. 集合住宅の対応について

集合住宅においては、独自の排出ルールや管理形態により様々な排出方法があるため、以下の方策を行います。

- 管理会社、管理組合及び所有者への周知
- ・集合住宅掲示用ポスターの作成 (ホームページに掲載し、ご自由にお使いいただけるよう準備中です。)
- ・集団回収(古紙・古布類)の奨励(事例については24ページ参照)

集団回収登録要件

- (1)団体を組織する構成員が西東京市の市民であること
- (2) 資源物の回収を業として行う団体でないこと
- (3)5世帯以上の参加があること。ただし、特別な事情があると市長が認めたときは、その限りでない
- (4) 資源物(古紙・古布類)の回収を月1回以上実施すること

・民間事業者との契約によるアルミ缶有償回収の推奨

アルミ缶の回収の推奨

集団回収に登録している団体でアルミ缶とスチール缶を分別し、一定量出される集合住宅には集団回収を実施している業者が1 Kg あたりの単価で買取りをしています。契約については、回収業者との直接契約になります。平成30年12月現在、62ヶ所の集合住宅で実施しています。

集団回収奨励金等の活用事例

・A集合住宅(160世帯)の場合

古紙については年間約 20 t 出している。奨励金については未回収や不法投棄の詰替用の袋の購入費や、ごみ集積所の清掃用具の購入費に充てている。平成 31 年度の早い時期にアルミ缶の回収を開始する予定である。

・B集合住宅(200 世帯)の場合 古紙については年間約20t、アルミ缶については約1t出している。奨励金等及び缶の 売払金については管理費の充当や、ごみの出し方のチラシと一緒にごみ袋を配布している。

・戸建住宅6世帯の場合

年間で古紙 1,200 kg、アルミ缶 40 kgが回収され、奨励金等は指定ごみ袋の購入費に充て、6世帯で分配している。

資源物を独自に回収している店舗を広報に掲載

平成 30 年 12 月 15 日号の広報西東京や、平成 31 年 3 月に発行したECO羅針盤に掲載しました。

現在19店舗を掲載しています。

・公共施設への缶の持込場所を10ヵ所設置

持込場所

- ・エコプラザ西東京 ・田無庁舎 ・柳橋出張所 ・ふれあいセンター
- ・柳沢公民館 ・ひばりが丘公民館 ・谷戸公民館 ・芝久保公民館
- ・住吉会館「ルピナス」・東伏見コミュニティーセンター
- カゴを1回限り譲渡
 - Q 譲渡されたカゴが劣化して割れてしまった場合、市からもらえるのか
 - A 市では 1 回限りの譲渡になりますので、その後については、各集合住宅でご用意いただくことになります。
 - Q 集合住宅のカゴの譲渡について何個まで譲渡してもらえるのか。
 - A 市では、現在貸与しているカゴをそのまま譲渡する予定です。足りない場合は、各集 合住宅でご用意ください。

12. 集合住宅における排出困難者対策について

集合住宅に居住されている排出困難者対策については、市関係部署との連携 等により、ふれあい収集のご案内をこれまで以上にきめ細かく対応していきま す。

ふれあい収集要綱 対象世帯

家庭廃棄物を自ら集積所に出すことが困難であり、かつ、身近な者の協力を得ることが できない世帯であって、市長が次の各号のいずれかに該当する世帯と認めたものとする。

- (1) 介護保険法に基づく要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかの認定を受けた65歳以上の者だけで構成されている世帯
- (2) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の障害の程度が肢体不自由の1級又は2 級の者だけで構成されている世帯
- (3) その他ふれあい収集が必要な世帯

13. 戸建住宅における集積所のカゴの取扱いについて

戸建住宅にカゴを配布することはありませんので、ご家庭でご用意をお願い します。カゴについては、ご家庭にあるもので結構ですが、ふたのないものでお 願いします。(12ページ参照)

柳泉園びん搬入時



業者用ストック (イメージ)



Q カゴの活用方法はどうするのか。

A カゴについては、柳泉園(中間処理施設)にビンの搬入時に使用することや、各受託業者のストック用として使用します。また、集合住宅及び継続使用する集積所に、申請により 1 回限り譲渡します。

なお、小型カゴについては、戸別収集開始時に一旦回収し、どのように有効活用するか 検討します。

14. 資源物戸別収集の開始時期について

資源物戸別収集については、令和元年(2019年)10月1日から開始します。 これは、市内全戸に配布している「ごみ・資源物収集カレンダー」の期間が令 和元年(2019年)9月までとなっており、市民生活への影響を最小限に抑え ることを考慮しました。

また、戸別収集のルートの試走を行うなど事業開始に向けて、一定の時間を要することを想定して、開始時期を決定しました。

15. 市民説明会・出前説明会の実施について

市民説明会については、田無庁舎、エコプラザ西東京及び各小学校で実施します。

実施については、市報、市ホームページのほか、りさいくる市等イベントでもご案内します。

なお、市民の皆様からご要望があれば、出前説明会につきましても対応して いきます。

- Q 出前説明会は、どれくらいの人数が集まれば来てもらえるのか。
 - A 場所を確保していただければお伺いします。人数については、原則 10 人以上としますが、ご相談に応じます。
- Q 出前説明会は、時間や曜日にルールがありますか。
 - A 原則は平日ですが、ご要望があれば土曜日、日曜日もお伺いします。

16. 市民説明会日程

市民説明会の日程については以下のとおりになります。

施設名	開催日	開催時間	開催場所
田無小学校	6月1日(土)	10 : 00~	体育館
碧山小学校	6月1日(土)	13 : 00~	1 階ランチルーム
保谷第一小学校	6月2日(日)	13 : 30~	体育館
谷戸小学校	6月8日(土)	10 : 00~	体育館
東伏見小学校	6月9日(日)	10 : 00~	体育館
中原小学校	6月9日(日)	13 : 00~	体育館
栄小学校	6月22日(土)	10 : 00~	体育館
芝久保小学校	6月22日(土)	13 : 00~	2階多目的室
東小学校	6月23日(日)	10 : 00~	1階まなぶん教室
柳沢小学校	6月23日(日)	13 : 00~	1階会議室
上向台小学校	6月29日(土)	10 : 00~	1 階ランチルーム
本町小学校	6月30日(日)	10 : 00~	1 階家庭科室
住吉小学校	6月30日(日)	13 : 00~	2階ランチルーム
保谷小学校	7月6日(土)	10 : 00~	体育館
向台小学校	7月6日(土)	13 : 00~	1 階ランチルーム
けやき小学校	7月7日(日)	13 : 30~	1 階講堂
エコプラザ西東京	6月20日(木)	14:00~	多目的ホール
田無庁舎	6月20日(木)	18 : 00~	502·503 会議室

※スリッパ等の室内履きをご持参ください。

(田無庁舎・エコプラザ西東京は不要)

※小学校は駐車スペースがないため自転車や公共交通機関をご利用ください。

17. お問い合わせ先

西東京市 みどり環境部 ごみ減量推進課

住 所 西東京市泉町3-12-35 エコプラザ西東京2階

電 話 042-438-4043

メール gomigen@city.nishitokyo.lg.jp